

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特殊車両の通行許可
根拠法令及び条項		道路法第47条の2第1項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 道路法 (限度超過車両の通行の許可等) 第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両(次条第一項及び第七十二条の二第二項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)